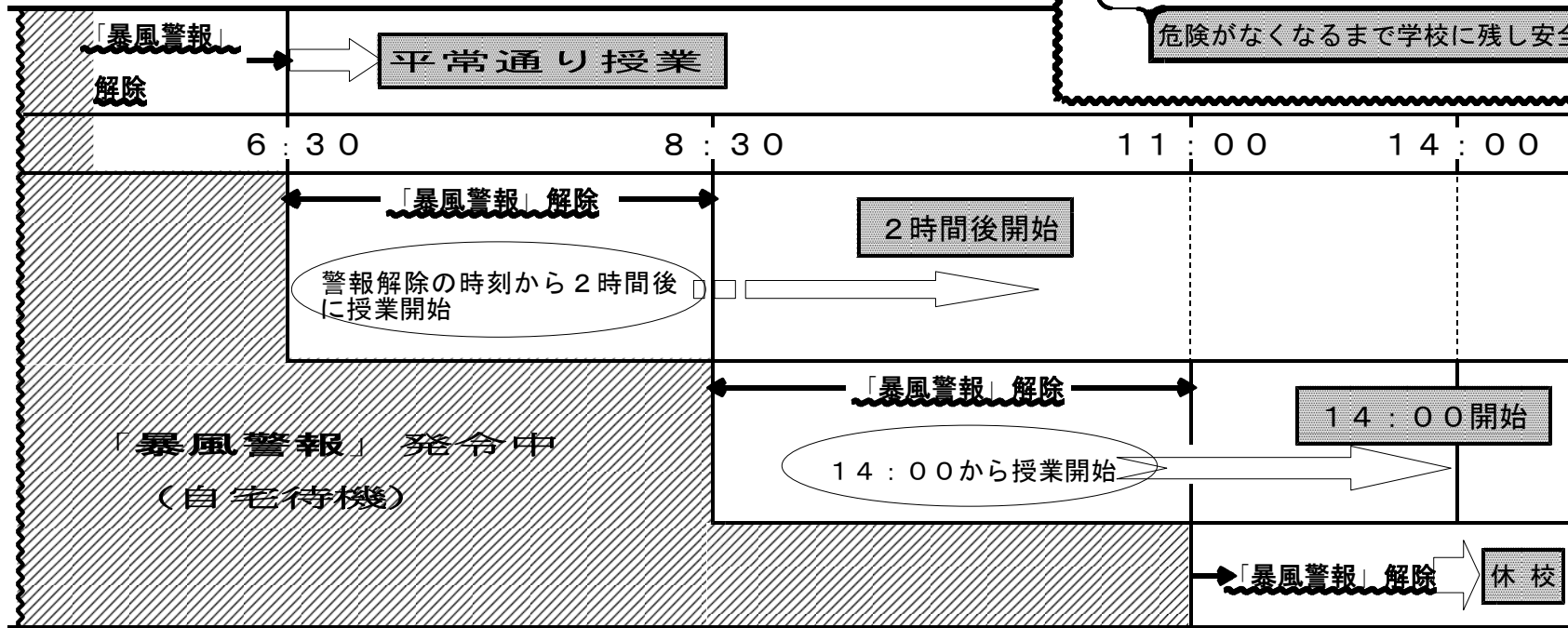


暴風警報、大雨洪水警報等への対応について（家庭用）

- 1 岐阜（美濃）地方に、「各種注意報」が発令されている場合 → 平常通り授業
- 2 県下全域あるいは中濃地区に「暴風警報」が発令されている場合 → 臨時休業

（場合によっては、臨時休業の広報無線が流れる）

< 「暴風警報」解除に伴う登校時刻等 >



- 4 児童が登校後に「暴風警報」が発令された場合

安全に帰宅できると判断した場合 → 速やかに下校

危険と判断される場合

危険がなくなるまで学校に残し安全の確保に努める

※保護者の皆様の御協力を頂かない場合が予想されるため、連絡がとれるようにしておいてください。
緊急の場合は、地区委員の方に連絡をいたします。



- 3 中濃地区に、「大雨洪水警報」が発令されている場合 → 平常通り授業

相生校区で「通行止め」「通行注意」あるいは「危険」と判断される場合

地区委員の方から連絡が入る（学校→支部長→地区委員→各家庭）あるいは、広報無線で「自宅待機等」が放送される
指示に従う

道路、道端の破損、山崩れ等があり、登校にあたって危険が予想される場合
スクールバス等の交通機関の停止、自家の被害が著しい場合

登校する必要はなし ただし 学校（担任）へ連絡

※「大雨洪水警報」発令の有無にかかわらず、「通行止め」「通行注意」等の道路状況に応じて、同様の対応を行う場合があります。